

鳥取県告示第 274 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年3月26日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 26 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国府正蓮寺線	鳥取市桜谷字附当191-49地先から同字191-59地先まで	変更前	12.0~18.6	87.0
		変更後	12.0~34.1	87.0